タイにおける税務の基礎知識 第22回

今回は国際税務と言われる中でも、二重課税の排除の制度として一般的な外国税額控除について解説いたします。 外国税額控除というのは、簡単に言えば、日本以外の国において法人税、所得税等を負担している場合に、その所得について日本 で課税をする場合には、現地において負担した税金を日本の税金から控除するという制度になります。

で課税をする場合には、現地において負担した税金を日本の税金から控除するという制度になります。	
項目	解說
制度の概要	日本の法人税法上、国際間の二重課税排除の制度として、外国において納付した税金について、損金とする制度(法人税法41条)と税額控除制度(法人税法69条)の2つの制度があります。ただし同一事業年度においては、この2つの制度の併用はできず、どちらかの制度を選択することになります。また税額控除制度を選択した場合で、その事業年度で控除しきれない外国税については翌年以降3年間の繰り越し控除が認められますが、この場合においても、翌事業年度以降3年間は外国税額控除制度を継続適用しなければなりません。したがってどちらの制度を適用するのが企業にとって有利であるかということを十分に検討する必要があります。これがタックスプランニングと呼ばれる手続きで、企業のキャッシュフローを考えるうえでも重要なマネジメントプロセスとなります。
どのように制度を選択するか?	一般的には税額控除の方が、損金処理に比べて企業にとっては有利に作用します。損金処理の場合、日本の法人税への影響額は実効税率相当分、現状では概ね40%程度となります。つまり外国税額を100とした場合、これが費用になるので法人税額に及ぼす影響額は100×実行税率(40%)=40となり、この分だけ税金を減少させたことになります。これに対して税額控除は、控除限度額にもよりますが、最大100が法人税から控除されるため、支払った外国税の全額を取り戻せる可能性があるということになります。ただし日本本社が継続して赤字決算または控除限度額を算出する際の国外所得が少ない場合には、損金処理した方が有利になります。特に欠損状態の場合には、損金経理して、繰越損失として繰越した方が、繰越期限も9年間となります。
留意事項	タイ進出企業においては日本本社からタイ現地法人への操業資金の貸付、ロイヤルティの収受のような取引が行われます。貸付金の利子を日本本社に支払う場合には、利子の額に対して15%の税率による源泉徴収が行われます。またロイ

タイ進出企業においては日本本社からタイ現地法人への操業資金の貸付、ロイヤルティの収受のような取引が行われます。貸付金の利子を日本本社に支払う場合には、利子の額に対して15%の税率による源泉徴収が行われます。またロイヤルティの支払いについても15%の税率により源泉徴収が行われます。日本本社においては、これらタイにおいて源泉徴収された税金を損金処理にするのか、税額控除を行うのかの判断が必要になります。配当金については、日本においては益金不算入とされることから、配当金に係る源泉所得税については税額控除の対象とはなりませんが、利子、ロイヤルティの源泉所得税については、税額控除制度の対象となります。

ロイヤルティの支払いがある場合の留意点として、本社からの技術指導がある場合の当該技術指導に対する支払とを明確に区別できるような文書化が必要になります。技術指導の対価の場合は、日本本社の事業所得となり、日本本社がタイ国内に恒久的施設を有していない限りタイにおいて課税はされません。しかしながら両者の区別が曖昧なままの状態で形式的に技術指導料とロイヤルティという名目で支払いを2口に分けたとしても、技術指導料に対しても源泉徴収が必要であるという指摘を受ける可能性もあります。この場合、源泉所得税本税については、受益者である日本本社において税額控除もしくは損金処理として二重課税排除の措置は講じられておりますが、タイ現地法人に対して源泉漏れで課せられる延滞税、加算税についてはタイ現地法人の費用とならないため余計な資金の流出が発生してしまいます。特にタイは加算税が高額になる可能性があることから、軽視できません。タイの源泉税を日本本社の外国税額控除の対象とする場合には、タイにおいて税金が課されたことを証明する書類を添付しなければなりません。この場合にはタイ現地法人よりWithholding Tax Certificateを受領しなければなりません。通常は支払時に発行される書面になります。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役/税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。